

## 静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年静岡市条例第111号）を次のように改正する。

第4条第2項中「前項本文」を「第1項本文及び前項本文」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長その他の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

別表中

「

2 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務で	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人法」という。）

あつて規則で定め  
るもの

による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報（以下「障害者総合支援関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報（以下「老人福祉措置等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの

国民健康保険給付関係情報であつて規則で定めるもの

後期高齢者医療給付関係情報であつて規則で定めるもの

身体障害者手帳関係情報であつて規則で定めるもの

健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報（以下「健康増進事業関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「母子保健養育医療給付等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報（以下「小児慢性特定疾病医療費等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

を

	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）による特定医療費の支給に関する情報（以下「難病特定医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する情報（以下「感染症医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>精神保健福祉法による診察、入院措置、費用の徴収又は退院等の請求に関する情報（以下「精神保健診察等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報（以下「母子等福祉関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
3 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>

還又は徴収金の徴収に関する事務に準ずる生活に困窮する外国人に係る生活保護に関する事務であって規則で定めるもの

「

2 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報（以下「老人福祉措置等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報（以下「健康増進事業関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する情報（以下「感染症医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	精神保健福祉法による診察、入院措置、費用の徴収又は退院等の請求に関する情報（以下「精神保健診察等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

に、

に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準ずる生活に困窮する外国人に係る生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人法」という。）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報（以下「障害者総合支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
「	母子保健養育医療給付等関係情報であって規則で定めるもの
	小児慢性特定疾病医療費等関係情報であって規則で定めるもの
	難病特定医療費関係情報であって規則で定めるもの
	感染症医療関係情報であって規則で定めるもの
	精神保健診察等関係情報であって規則で定めるもの
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
	母子等福祉関係情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	4 中国残留邦人法

による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	老人福祉措置等関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
	健康増進事業関係情報であって規則で定めるもの
	母子保健養育医療給付等関係情報であって規則で定めるもの
	小児慢性特定疾病医療費等関係情報であって規則で定めるもの
	難病特定医療費関係情報であって規則で定めるもの
	感染症医療関係情報であって規則で定めるもの
	精神保健診察等関係情報であって規則で定めるもの
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの

を

「

母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第

」

	50号。以下「難病法」という。)による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの	
	感染症医療関係情報であって規則で定めるもの	
	精神保健診察等関係情報であって規則で定めるもの	
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	に、
	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの	
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの	
4 中国残留邦人法	老人福祉措置等関係情報であって規則で定めるもの	
による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの	
	健康増進事業関係情報であって規則で定めるもの	
	感染症医療関係情報であって規則で定めるもの	
	精神保健診察等関係情報であって規則で定めるもの	
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの	
		」
「		
10 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等	地方税関係情報であって規則で定めるもの	
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	

の一部を改正する  
法律（昭和60年法  
律第34号）附則第  
97条第1項の福祉  
手当の支給に關す  
る事務であつて規  
則で定めるもの

を

「

10 特別児童扶養手  
当等の支給に關す  
る法律による障害  
児福祉手当若しく  
は特別障害者手当  
又は国民年金法等  
の一部を改正する  
法律（昭和60年法  
律第34号）附則第  
97条第1項の福祉  
手当の支給に關す  
る事務であつて規  
則で定めるもの

生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

に、

「

12 老人福祉法によ  
る福祉の措置又は  
費用の徴収に關す  
る事務であつて規  
則で定めるもの

地方税関係情報であつて規則で定めるもの

生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

を

」



「

12 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
---	---------------------

に、

」

「

14の2 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

14の2 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務で	地方税関係情報であって規則で定めるもの
--	---------------------

に、

あつて規則で定めるもの	
-------------	--

「

20 精神保健福祉法による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
	障害者総合支援関係情報であつて規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
	後期高齢者医療給付関係情報であつて規則で定めるもの
	身体障害者手帳関係情報であつて規則で定めるもの
21 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの
	障害者総合支援関係情報であつて規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの
	身体障害者手帳関係情報であつて規則で定めるもの
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であつて規則で定めるもの
児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの	

を

「

20 精神保健福祉法による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
	障害者総合支援関係情報であつて規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
	後期高齢者医療給付関係情報であつて規則で定めるもの
	身体障害者手帳関係情報であつて規則で定めるもの

に、

する事務であって規則で定めるもの	
21 削除	

「

23 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
24 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

を

「

23 削除	
24 削除	

に、

「

27 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの

で定めるもの	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
	障害児入所支援等関係情報であって規則で定めるもの
28 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

27 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
	障害児入所支援等関係情報であって規則で定めるもの
28 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。